

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第2号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 副学長は学長を補佐し、次項に定める職務を分担して処理する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 副学長4人は、主として教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び<u>総務</u>担当とし、その他の職務は学長が指定する。</p> <p>第3条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 副学長は学長を補佐し、次項に定める職務を分担して処理する。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 副学長4人は、主として教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び<u>総務・財務</u>担当とし、その他の職務は学長が指定する。</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23教規程第16号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。